

# 令和5年度 第7回沖繩海区漁業調整委員会議事録

日時 令和5年10月13日（金）  
午後 2時00分～3時15分  
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

## 出席者

委員 12名

（会場参加）

赤嶺 博之 委員

池田 博 委員

伊良波宏紀委員

上原 亀一 委員

大嶺 嘉昭 委員

当真 聡 委員

八前 隆一 委員

大谷健太郎委員

新立 弘子 委員

城間 恒浩 委員

（Web参加）

藤田 喜久 委員

山川 彩子 委員

（事務局職員） 2名

紫波 俊介（主任書記）

秋田 雄一（主任書記）

○事務局（秋田）ちょうど定刻となりました。皆さんそろいましたので、第7回の海区漁業調整委員会を開催させていただこうと思います。

○事務局（紫波） 皆さん、こんにちは。

委員会を始めさせていただきます。

まずは、資料の確認です。

本日の資料は、議事次第、議案書と議案に対する添付資料が1種類の、合計3種類でございます。不足がありましたら、お申しつけください。

それと、いつものお約束事です。

携帯をお持ちの方は、マナーモードの設定をお願いします。ご発言の際には、挙手の上、議長の指名を受けた後にお願いします。途中退席される際には、挙手の上、議長の許可の下、退席されてください。

本日もウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は、専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いします。また、ウェブ参加の方は、発言をされる際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則としてオンにしてください。

それから、会議の資料については、通信速度の関係もあり、画面共有しないよう進めてきましたが、ご意見ありませんでしょうか。不都合がある方があれば、画面共有して進行していきたいと思えます。なければ、画面共有しないで進行したいと思えます。

では、ただいまより、令和5年度第7回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に、本日の出席状況を確認させていただきます。

本日の出席状況ですが、会場には、上原会長、赤嶺委員、池田委員、伊良波委員、大嶺委員、当真委員、八前委員、大谷委員、新立委員、城間委員の10名にお越しいただいております。ウェブでは、藤田委員、山川委員の2名にご参加いただいておりますので、委員定数15名に対し12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、運営等規程第6条により、上原会長に以後の会議の進行をお願いします。

上原会長、よろしくお願ひいたします。

○上原議長 皆さん、こんにちは。

これより議事に入りたいと思えます。

本日の議題は4題、協議事項が1題と、あと、報告事項が2題予定されておりますので、よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきたいと思えます。本日の議事録署名人に、伊良波委員、あと、大嶺委員のお二人にお願ひをしたいと思います。よろしくお願ひをいたします。

#### [第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原議長 それでは、早速議案に入りたいと思えます。

第1号議案 ウミガメの採捕承認申請についてを提案をします。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしくお願ひします。

第1号議案 ウミガメの採捕承認申請について。

ウミガメの採捕に係る沖縄海区漁業調整委員会指示5第4号に基づく採捕承認申請が試験研究において3件あります。このウミガメ採捕承認申請につ

いてご審議願います。

議案書の1ページに指示の抜粋があります。そして、次のページ、2ページに、今年度の試験研究での申請状況一覧表がございます。

今回の申請は、この表の下から3段目までですね。黒島研究所と水産技術研究所、それから久米島町商工観光課、こちらは久米島ウミガメ館からの申請になります。

それぞれ申請内容を、次のページ以降添付しておりますので、説明させていただきます。

まず、議案書の3ページ、ウミガメ協議会からの申請になります。

こちらは、採捕するウミガメの種類が、アオウミガメ150頭、アカウミガメ1頭、タイマイ10頭で、目的がウミガメ類の標識放流及び空撮による個体数の推計となっております。

4ページをお開きいただきますと、提出があった調査の計画書が添付されております。

5ページに写真があるとおり、八重山諸島の黒島の周辺において、刺網を使ってウミガメ採捕をして、標識放流をし、個体数を推定するというものです。調査自体は、前年度から継続されているようですが、今年度は、ドローンを用いてマーカールしたウミガメの撮影を行う計画があるようです。

この計画とこれまでの成果について、事務局のほうで内容を聞き取りました。成果の論文の提供をいただいたのですが、概要を紹介すると、黒島の海域で刺網を使って採捕したアオウミガメに標識放流をした結果、黒島のイノーに分布するのは、ほとんどが未成熟の亀で、親はアウトリーフにいる可能性があるということでした。それから、黒島周辺のアオウミガメの個体数は、2009年の234個体から、2020年には418個体に倍増していたことが分かりました。このような成果が上げられている研究について、継続する申請が来ております。

そして、議案書の8ページが、承認証の案となっております。

続いて、次の計画が10ページ、国立研究開発機構水産研究・教育機構、水産技術研究所のほうから、こちらは、研究機関は石垣にあるんですが、今回、久米島の海草藻場で、先ほどの黒島の研究所と同じように、個体数を推定するための標識放流調査を実施する計画となっております。

先ほど紹介した黒島研の論文の中でも、最近八重山でカメが増えていることに、サメ駆除の影響について示唆していましたが、久米島の方ではサメ駆除を行っていないということなので、また別の観点からデータが得られるものと思われま

こちらの研究所は、標識放流のほかに、移動を調べるためのカメラだったり、加速度ロガーなんかをつけてウミガメの行動を観察する計画となっております。

計画書が、議案書の11ページから13ページに装着するカメラなどの写真とともに添付してあります。

そして、15ページが承認証の案となっております。基本、これらはアオウミガメの採捕が目的で、200頭以内となっております。

続いて、3件目です。17ページ。

こちら久米島町商工観光課からの申請になっており、こちらについては、衰弱保護が主目的なんですけど、保護し、回復したものについて標識して放流することで、移動を追跡するような内容になっております。採捕するウミガメの種類及び数量に関しては、アオウミガメ20頭、アカウミガメ15頭、タイマイ20頭となっております。

続いて、18ページ、19ページに計画内容が示されております。基本的には、漂流、漂着したウミガメ類を保護して、それを、場合によっては手当をして、回復後に放流するというものです。使用する標識は金属のインコネルタグで、左の前肢に装着する図を提供いただいております。

20ページに採捕承認証の案が載せてあるんですが、こちらについては、条件を付しております。承認証の案の7番をご覧ください。制限または条件ということで、基本的に、採捕したものを試験研究以外の目的に利用してはならないというのは、全ての承認証に書かれているんですけども、こちらに関しては、保護個体については、回復後速やかに採捕した海域に放流することという条件を付しております。これは、一時的に保護個体を回復の間まで、ウミガメ館のほうで展示するようなんですけど、展示の目的については、あくまで漁業で採捕したものを購入して展示するのが正しいやり方なので、試験研究で採捕したものを展示するというのは、目的として正しくないんで、あくまで保護したものは、回復後は放流してくださいという条件をつけております。

ウミガメの採捕承認申請については、以上となります。ご審議願います。

**○上原議長** ただいまウミガメの採捕承認申請について、試験研究で3件の説明がございました。

本件について、何か委員の皆さん、ご意見、ご質問がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

(「なし」という声、あり)

**○上原議長** 特に、ご異議等、ご意見なければお諮りをしたいんですが、

よろしいですか。

(「はい」という声、多数)

○上原議長　それでは、第1号議案について、事務局原案のとおり承認をするということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数)

○上原議長　ありがとうございます。

ご異議ないようでございますので、第1号議案については、原案のとおり承認することといたします。

### [第2号議案 浮魚礁の承認申請について]

○上原議長　次に、第2号議案 浮魚礁の承認申請についてを提案します。事務局より説明をお願いします。

○事務局(秋田)　お願いします。

第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について。

浮魚礁の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕に関する沖縄海区漁業調整委員会指示5第3号に基づき、今年度再承認を受けた魚礁のうち、更新に伴う再敷設が2基、流出に伴う再敷設が1基提出されておりますので、これらについてご審議願います。

22ページには指示の抜粋が、それから、23ページには敷設承認までの全体のフロー図が載せてあります。

今回申請があったのが、24ページの表に整理されております、流出に伴う港川漁協の港川9号の再敷設と、沖縄県の中層パヤオ、この2基の更新に伴う再承認が2基あります。

25ページ、26ページに、いつもの承認数と、それぞれブロックごとの設置基数、流出数などを整理した表が載っております。

続いて、27ページ、本来ですと、いつも別添資料に整理しているんですが、今回、件数が少なかったので議案書の中に添付しております。申請書と、29ページ以降、申請に当たって添付された、敷設する場所や構造などを示した図面になっております。こちらは、県のパヤオですので、中層型で、いずれも魚礁メーカーが製作したものを更新する形で、ほぼ同じ場所に設置する計画となっております。石垣北と宮古のほうに設置するんですが、両方とも同形型を設置する計画となっておりますので、構造図などは1部のみ掲載しております。

もう1件が、港川漁協から提出のあった、40ページ以降の港川9号なんですが、こちらについては、43ページをお開きください。

今回、ちょっと、再承認までの手続に少し不備がありまして、その件説明させていただきたいと思います。

今回申請のあった港川9号なのですが、前年度末、3月15日に流出の報告がありました。5月に港川7号の再承認に併せて、9号についても再設置する承認協議を整えています。ここまではよかったです、本来であれば、6月までに再設置するのでなくて、6月以降に再設置するのであれば、設置の前に再設承認を得ておく必要がありました。ですが、8月11日に、未承認状態で敷設してしまい、今回、事後承認と誤認して再敷設承認の申請があったものです。

時系列からいいますと、9月15日に申請があって、今回、10月15日に審議という形になりますが、既に設置したものの写真が、少し戻りまして41ページ、港川9号という名前が書かれたこの赤いパヤオになります。一応、写真上では灯火と反射板ですね、この灯火の下のポールの部分にアルミ板があって、レーダー波を反射する構造になっております。そして、位置図、位置がGPSの写しで確認できております。

この件なのですが、本来の、続いて44ページお開きいただくと、未承認で設置してしまったことになるので、委員会指示違反に該当するんですが、ただ、今回の件に関しては、悪意があって未承認の状態になったわけでもなく、事務手続の誤認によるものでしたので、45ページに示しております委員会指示違反に対する処分方針の中の、中度の違反というもので、この違反状態についての警告を発したいと考えております。

続いて、47ページのほうに、この委員会指示違反の内容と違反の程度というところで、報告書等の未提出というのが中度の違反というふうに整理されておりますので、この基準に従って、今回、港川漁協さんのほうには、手続を間違わないように気をつけてくださいという警告文書を、48ページにあります案1として発出させていただきたいと考えております。

浮魚礁の敷設承認については、以上になります。ご審議願います。

**○上原議長** ただいま、第2号議案について説明がありました。県設置のこの2件については、特に問題のない対応かなとは思いますが、港川漁協さんのほうについて、先ほど事務局から説明がありましたが、警告という形を踏まえた対応でいいのかどうかを含めて、委員の皆さんのご意見をいただければと思います。よろしく願いをいたします。

どなたかご意見ございませんか。

**○上原議長** 特に、ご異議等ないようでございますので、お諮りをしたいと思います。

県設置パヤオ2基については、通常どおりの承認という形なのですが、港川漁協については、事後承認という形は取るんですが、事務の手の誤りがあったということで、警告文を发了した上で承認をするということで、よろしいでしょうか。

**（「はい」という声、多数）**

○上原議長 ありがとうございます。

では、第2号議案については、事務局原案のとおり、警告文を发了しつつ承認をするということで、承認をしたいと思ひます。

補足について、事務局から説明があれば説明してください。

○事務局（秋田） すみません、ちょっと補足し忘れたんですが、パヤオの敷設に係る手続きについて、これまで国頭漁協さんのほうに手が遅れているという件で、警告を出させていたたり、設置位置の確認に疑義があったりしていますので、次年度、手が遅れて不備がないように、パヤオの指示の更新に当たって、2月か3月頃に、各漁協の申請担当の方向けに、申請の内容をもう一度勉強していただく説明会を開催する計画をしております。

次年度以降、こういうような違反がないように、事務局としては努めていきたいと考えております。

以上です。

○上原議長 ありがとうございます。こういう事務手の遅れがないように、誤りがないように、ぜひご指導いただければと思ひますので、よろしくお願ひをします。

**【第3号議案 マチ類資源の保護培養に関する委員会指示違反について】**

○上原議長 次に、第3号議案 マチ類資源の保護培養に関する委員会指示違反についてを提案します。

事務局より説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしくお願ひします。

第3号議案 マチ類保護区（北タイキウソネ）における委員会指示違反について。

こちらは議案書の51ページをお開きください。

沖縄県漁業調整委員会指示5第2号に定めるマチ類資源保護区である北タイキウソネ区域内において、令和5年8月25日に、一本釣りによる違反操業が確認されました。本件の違反者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針に基づき、委員会から警告文書を発出する事務局案について、ご審議をお願ひいたします。

このページの下側に、委員会指示の骨子と、それから処分方針の抜粋があります。後ほど、内容については詳しく説明させていただきます。

そして、52 ページのほうに、警告文書の案がございます。

続いて、53 ページが、この違反者の方の所属されている漁協宛ての指導の依頼文書となっております。

54 ページのほうに、違反の概要が整理されておりますので、読み上げさせていただきますと思います。

令和5年8月25日、北タイキユウソネ内で海上パトロール中であつた水産庁取締船が、保護区域内で一本釣り漁業を営んでいた漁船を現認した。取締船は、当該漁船に対し現水域が保護区かつ漁法の制限期間中である旨を電光掲示板を用いて警告したが、当該漁船はその後にも操業を継続していた模様。

上記案件について、9月1日、水産庁漁業取締監督指導官から当課に対し、操業中の画像記録を添付した情報提供があり、違反が判明した。

違反者は、法定の除外事由がないのに、同氏が所有する漁船を用いて、マチ類保護区（北タイキユウソネ）域内で、漁法の制限期間中である令和5年8月25日午後4時43分、一本釣り漁業を営み、沖縄海区漁業調整委員会指示5第2号に違反したものである。

違反者は、本件事実について素直に認めている。

また、違反者及び参考人である名嘉村組合長の当時の航海日程の説明と、水産庁から提供を受けた情報にも不合理な点は見られない。

違反者は、保護区の存在は認知していたが、ふだん底魚を対象とした漁業は行っておらず、保護区の範囲については把握していなかったことや、水揚げされた漁獲物が極めて少量である等、情状酌量の余地はあるものの、使用していた漁船にはGPSプロッタが設置されており、事前に対策をしていれば違反の回避は可能であつたと推察される。

今回、操業されていた方は、もともとマチ釣りはやられていなくて、日台で、前回海区で報告した第2多良間でも同じような事例があつたんですが、日台の操業中に保護区と気づかずに、保護区内で操業されていたというものです。

55 ページ、56 ページのほうに、委員会指示の内容が書いてありまして、今回、違反のあつた保護区、表の2段目、北タイキユウソネは、保護期間が5月から11月までとなっております。ですので、8月は禁漁期間中ですから、その違反となつてしまったわけです。

この違反に対する警告文書案について、ご審議をお願いいたします。

以上です。

○上原議長 警告文も読んでください。

○事務局（秋田） 警告文書案を読ませていただきます。52 ページをお願いします。

案1のほうが違反者宛てで、委員会指示違反に対する警告について。

当委員会は、漁業法第120条第1項に基づき、水産動植物の繁殖保護、漁業権等の適切な行使及び漁場の使用に関する紛争の防止を目的として、関係者に対し、沖縄海区漁業調整委員会指示を発出し、水産資源の管理と漁業秩序の維持に努めてきたところです。

しかし、貴殿においては、下記のとおり、委員会指示の違反が確認されましたので、今後、違反行為を行わないよう警告します。

違反者について、住所、氏名などについては、ここでは伏せさせていただいております。

違反条項は、沖縄海区漁業調整委員会指示5第2号違反。採捕の制限の違反になっております。

3番は、違反供用船舶で、こちらの内容は伏せさせていただきます。

4番は、違反事実で、沖縄県漁業調整委員会指示5第2号に定めるマチ類資源保護区である北タイキュウソネ区域内において、令和5年8月25日、禁止期間中であるにもかかわらず、所有する漁船を用いて曳縄釣り以外の方法で水産動植物を採捕したものであるという内容になっております。

続いて、53 ページが所属される沿岸漁協宛ての依頼文となっております。委員会指示違反に対する警告について（依頼）というタイトルで、貴組合に関係する船舶においては、別紙写しのとおり、こちらは先ほどの警告文のことを指しております。沖縄海区漁業調整委員会指示の違反が確認されましたので、違反者に対し文書で警告を行ったところです。

つきましては、今後、二度と違反行為を行わないよう指導をお願いしますという内容になっております。

以上でございます。

○上原議長 ありがとうございます。

第3号議案、委員会指示違反に対する対応等について、事務局より説明がございました。

本件について、委員の皆様から何かご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

当真委員、どうぞ。

○当真委員 文書の中で、違反事実の概要の中で、水揚げされた漁獲物が極めて少ない等という表現は、妥当なのかどうか。多かつたら、ほかの処置

があったのかどうかというのに引っかかってこないかなというふうにとちょっと懸念されるんだけど、どういうふうを考えるのがいいのかなと思って。入れたほうがいいのか、入れないほうがいいのか、ですね。

○事務局（秋田） お答えさせていただきます。まず、量についてなんですけど、ヒーランマチ2、3匹程度だったということで、ここでの量の少ない多いは、もちろん当真委員もおっしゃるように、少なければ違反を見逃して、多ければ重大な違反かというようなところではないんですが、あくまでこの方、悪意を持って、この中で操業していたというわけではないというところを補足する意味で、この量が少なかったという記述が取締のほうから上がってきていて、これが少ないから違反を軽くするというものでは決してございません。

あくまで、違反の事実に対しては、処分方針に従って重大な違反ということで警告を出させていただきます。

警告文や指導文書の中には、その量の多い、少ないというところはございませんので、概要の中での説明の一部としてご理解いただければと思います。

（「ご理解しましょう」という声、あり）

○上原議長 ほかに何かご意見ございませんか。

特に、ご意見がないようでございますので、違反者に対して、事務局提案のとおり、警告文を発出をするということと、あと、所属漁協さんにも指導をお願いするという文書、原案のとおり発出するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」という声、多数）

○上原議長 ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、第3号議案については、事務局提案のとおり警告文発出と依頼文の発出を行いたいと思います。よろしく願います。

〔第4号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について〕

○上原議長 次に、知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案についてを提案します。

説明をしてください。

○事務局（秋田） よろしく願います。

議案書の57ページをお開きください。

第4号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について。

沖縄県漁業調整規則第4条第1項に掲げる漁業に関し、下記の者に係る許

可の手続を行うため、漁業法第58条において準用する第42条及び規則第11条の規定に基づき、許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて、公示する必要があります。

当該公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、規則第11条第3項の規定に基づき、沖縄県知事より当委員会に意見を求められていますので、ご審議願います。

知事からの諮問に関しては、58ページ、諮問の写しが掲載されております。

今回の公示案についてですが、これまで知事許可部分の公示については、年に4回行っていたところなのですが、制度の継続に伴って、今回以降、年に2回公示することとなりました。

今回、公示があるのは、57ページに書いてあります許可をすべき数を管理する漁業として、定数があるものですね、潜水器漁業、サンゴ漁業、深海サンゴとソフトコーラルになっております。こちらは令和5年11月30日に有効期間満了を迎える者、それから新規の許可を要望する者、許可等をすべき数を制限しない漁業、カツオ一本釣り漁業、底魚一本釣り漁業、小型定置網漁業、敷網漁業、追込み網漁業となっております。

59ページ以降に、公示案の概要を示しております。

1、新規の許可の公示についてというところで、①が許可等をすべき数を管理する漁業（公示案1）に、②の許可等をすべき数を制限しない漁業を公示案2に整理しております。

許可をすべき漁業者の数について、上記①の公示に先立って、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第6の規定に基づき、許可の更新及び新規の要望について確認を行った。その確認の結果及びその他の事情を踏まえた上で、許可すべき漁業者の数等を整理した。

60ページ以降の公示案に、許可すべき漁業者の数が定められているサンゴ漁業と潜水器漁業については、それぞれ漁業の種類と操業区域、操業時期、それから許可すべき漁業者の数を整理した表を載せております。

漁業を営む者の資格としては、沖縄県に住所を有する者となっており、備考のウに、少し、今度補足をさせていただいたんですが、この資格について、この公示に係る漁業を営む者の資格について、沖縄県に住所を有しない者は、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第5の規定に従い処理するとなっております。

こちらは、すみません、もう一通添付しております。議案書69ページのほうをお開きください。今、説明したところが、この取扱方針の第5、漁業を営む者の資格、規則第11条第1項第5号に規定する漁業を営む者の資格は、

沖縄県に住所（法人にあってはその所在地）を有する者とする。ただし、その他知事が認める者についてはその限りではないということで、住所のない方については、漁業法改正以降、その住んでいる都道府県知事から意見書もらうことで承認することとなっております。この点、補足として今回付け足しました。

許可数を設定する漁業に関する案は、以上、案1となっております。

続いて、許可数を設定しない漁業種類については、63ページから66ページまでとなっております。それぞれ1番のカツオ一本釣り漁業、2番の底魚一本釣り漁業、3番の小型定置網漁業、4番の敷網漁業、最後、5番の迫込み網漁業の告示となっております。

以上、知事許可漁業に関して、このような形で告示をして、許可を得たい方の申込みを受け付ける形となります。

この告示案に関して、特段ご意見がなければ、議案書の70ページ、方針案という形で、異議ない旨答申する文書の案を掲載しております。

本議案において、異議がなければ、こちらの答申をさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○上原議長** ただいま、第4号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案についての説明がございました。

この点について、数の制限があるものと制限のないもの、2案が提案されてきております。この件について何かご意見、ご質問がありましたら、願いをしたいと思います。

城間委員、どうぞ。

**○城間委員** 城間です。

ちょっとお伺いしたいんですけども、この許可などをすべき数を管理する漁業、潜水器とサンゴ漁業があるかと思うんですけども、この説明資料を見ると、事前に要望などを聞いて出したりということなんですが、もし、仮に全く何も要望を聞いていない方から申請があった場合というのは、これは競合になると思うんですけども、そのときにはどのようにして決定するということになるのでしょうか。

**○上原議長** 事務局、お願いします。

**○事務局（秋田）** お答えいたします。

4号議案の添付書類をご確認ください。ちょっとこちら、ページ数が振ってなくて恐縮なんですけど、めくって、4ページに許可手続のイメージが載せてあります。このような流れで申請を受け付けて、審査というところですね、

審査の後に許可基準による順位づけというのを行います。この順位づけについて、前のページなんですけど、許可基準の整理表というのが、一番下に※印で許可管理数についてと、※印の2番の許可の基準についてとあります。2番の申請数が公示した予定数を超えた場合には、許可の基準に従って優先順位づけを行い、許可する者を決定するとありまして、許可基準を、本来この資料につけるべきだったんですが、添付が漏れておりましたので、ちょっと確認してまいりますので、後ほどこれについては回答させていただいてよろしいでしょうか。

○上原議長 先ほどの城間委員からのご質問については、また後ほど報告をするということということで、再開をいたします。

では、引き続き、ほか、ご質問、ご意見ございませんか。

○城間委員 起きてもないことではあるんですけども、ただ、起きないとも限らないことで、恐らくこの許可を出すときも、委員会で最終的な採択は取るんですよ。

○事務局（秋田） はい。

○城間委員 そのときに、恣意的な判断が働かないような形になるのかどうかというのをちょっと気にしているところで。事前の要望に応えることが基準となっているのであれば、もうそこだけで決まってしまうんですけども、ただ、別の審査基準があれば、手を上げていなかった人でもできるのかどうか、そういったところもちょっと知っておきたいなというところです。

○事務局（秋田） ありがとうございます。

おっしゃるように、許可数の、現在、上限が設けられているわけではないので、そういったトラブルは実際に起きてはいないんですが、資源、どの魚種も今芳しくない状況があって、特に潜水器に関しては、混み合っている漁場だと、許可数をめぐってトラブルなんかも実際ありますので、今後はやはり、上限を設定するような検討を進めていかなきゃならないと考えておりますので、今、委員から指摘があったような事項は重く受け止めて、しっかり検討していきたいと思っております。

○城間委員 公示案には特に影響はありませんので、そのときに、その審査基準がしっかりしていればいいことかなと思います。

○上原議長 議案としては進めていいですか。

○事務局（秋田） はい。

○上原議長 はい、分かりました。

では、ほか、第4号議案について質問等ございますか。

（「なし」という声、あり）

○上原議長　その他、特にないようでございますので、第4号議案、公示案の1、公示案の2について、事務局提案のとおり承認をするということによろしいですか。

（「はい」という声、あり）

○上原議長　ありがとうございます。

第4号議案については、ご異議ございませんので、事務局提案のとおり承認をすることといたします。ありがとうございます。

議案は以上で終わります。

〔協議事項1 ソデイカの操業の関する周知文書について〕

○上原議長　次に、協議事項について、協議を始めさせていただきたいと思いますが、ソデイカの操業に関する周知文書についてを、事務局のほうから説明をしていただきたいと思います。

○事務局（秋田）　よろしく申し上げます。

議案書の71ページをお開きください。

協議事項1 ソデイカ漁業の操業に係る注意喚起文書について。

今期の沖縄海域におけるソデイカの採捕に係る委員会指示については、令和5年10月1日に、沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号として発動されたところです。

これまで沖縄県所属のソデイカ漁船が、隣接する奄美大島海区において操業した際に、トラブルが生じた事例があることから、沖縄海区漁業調整委員会事務局では、トラブルの未然防止を目的に、操業時の注意内容をまとめた注意喚起文書を発出する計画があります。

つきましては、注意喚起文書の案及びその発出についてご協議願います。

文書の案が72ページ、それからもう一点、今回、会長と、それから八前委員と私と、奄美の方にお伺いして、相互の操業の際のコミュニケーションに関して協議をしてきたんですが、その無線での通信に関する通知文が73ページに掲載されております。

まず、72ページの協力依頼文のほうから説明させていただきます。読み上げます。

奄美大島海区におけるソデイカ漁業の操業に関するお願い。

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、令和5年漁期のソデイカ漁期は、令和5年12月1日から令和6年5月31日までと沖縄海区漁業調整委員会指示により定められております。

当海区では、令和2年から6月と11月を禁漁としておりますが、これは減

少が懸念されるソデイカ資源の回復及び持続的利用に向けた取組であり、鹿児島県奄美大島海域と漁期をあわせて、より効果的な資源管理を行うことを目指して、意見交換を続けております。

このような中、県内の一部漁業者が、奄美大島海区において11月に操業する動きがあると当委員会に対して報告がありました。

11月に奄美大島海区においてソデイカ漁業を操業することは、本委員会指示の趣旨に反するとともに、指示の違反を助長するおそれがあります。また、奄美大島海区との今後の調整に大きな影響を与えられとされます。

つきましては、11月に奄美大島海区においてソデイカ漁業を操業することにつきましては、厳に慎むよう、貴組合員に対しご指導いただきますようお願い申し上げます。

また、12月の解禁以降においても、使用する旗数の制限については、奄美大島海区においても本県と同様、沿岸50海里以内では、予備も含め30本以内となっておりますので、奄美大島海区の委員会指示違反とならないよう、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

さらに今漁期からは、別紙にありますとおり、漁業無線を活用して相互に連絡が取れる体制づくりに努めておりますので、当該海域で操業される際は、トラブルの未然防止のため、船間連絡を試みるようにご指導とご協力をお願いいたします。

ソデイカ資源の持続的利用と、円滑な操業のため、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

続いて、73ページが、奄美大島海区でソデイカ漁の操業をされる皆様へということで、無線の共通チャンネルの設定に関する通知文となっております。こちらに関しては、奄美大島海区の事務局と、それから無線局さんと調整をして、1W無線機を装備している方に関しては、574チャンネルを開いていただいて、奄美大島海区で操業される際は、周辺の漁船とコミュニケーションが取れるような体制を取っていただくことをお願いする文書となっております。

また、あわせて、意見交換会の際に、奄美大島海区から指摘があった沿岸50海里以内での違反操業の防止の観点から、奄美大島海区においても、本海区と同じように、50海里以内では旗を50本以上持って操業できませんということを、図に示しながら説明させていただいております。

これら2通の文書の発出について、また内容についてご意見をいただき、意見を反映させていただいた上で、問題なければ、各漁協宛てに通知文として発出させていただきたいと思っております。ご協議よろしくようお願いいたします。

○上原議長　ただいま、ソデイカの操業に関する通知文書についての協議事項なのですが、提案説明がございました。本件について、文言等を含め何かご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

池田委員、どうぞ。

○池田委員　この文書は、奄美からの50海里以内での30本というのはよくわかるんですけども、その海里についても、この文書に入れたほうがいいんじゃないですか。海里についても、50本でしょう。それが入っていない、その辺がちょっと補足すればいいのかなと思います。

○上原議長　この本文にですね。

当真委員、どうぞ。

○当真委員　さっきもちょっと、秋田さんにお話ししたんですけども、11月に奄美大島海区において、ソデイカ漁業を操業することは、本委員会指示の趣旨に反するまでにはいいんですけども、例えば、沖縄海区としては、27度以北に位置しない場合は、沖縄海区の範囲内じゃなくなるわけですよ、我々の理解からすると。そうすると、指示に対し違反という形が、表現として適切なのかどうか、さっきも話したように、何て言っただいいかな、指示に対しての反感とか、違反という形の表現はどうなのかなと思っていて、そこら辺の文章を少し考えたほうがいいんじゃないのかなというふうに、まず思っております。

今ちょっと話したような中でなのですが、前回の委員会のような、海区の中でも意見が出たんですけども、沖縄海区からの指示というものは、沖縄海区範囲内だけの適用だということは、我々としても、そこがはっきりしていなかった部分があったので、今、こういう話の仕方になってはいるんですけども、極端な話をすると、北緯27度から外れて漁をすれば、何の問題もないんじゃないかというような意見が、今、多分あちこちの組合から出始めている状況だと思うんですよ。

その辺も含めて、どういうふうに我々沖縄海区としての立場を堅持していくのか、指示をどういうふうに精査し、皆さんに、しっかりされていくべきなのかというところで、ちょっと自分も悩んでいて、その辺もしっかり精査していかないと、大きな海区以外だったらいいのかというような意見が出てくる可能性があるなということでもちょっと懸念しているところなんです。その辺をどう考えるかですね。もしアイデアがあれば聞きたいです。

○事務局（秋田）　ご意見ありがとうございます。

まず1点目の、指示の違反をずっとしているという書きぶりが、漁業者の反感を買うとすればという点については、検討して、文書を書き換えるなど

の対応させていただきたいと思います。

2点目の、沖縄海区を外れば、沖縄海区委員会指示の違反にはならないんじゃないかという点なんですけど、文書でもう少し書けばよかったかなと思ったんですが、本委員会指示の趣旨ですね。6月と11月を切って、漁期を狭めている、我々努力しているというところの趣旨は、やはり資源を守って、持続的に利用していこうというところが第一ですので、その趣旨についての説明をもう少し加える形で文書を修正させていただいて、もともとの守っていく意義をやはり示していこうというところで、修正していければと思います。ありがとうございます。

○当眞委員     あと一つ。

○上原議長     どうぞ。

○当眞委員     今の答えの中では、これはこれで漁期を短くしていったことが8か月後漁期を、最初は6月を切って、その後に11月を切って、11月から5月までというような漁期になっていると思うんですけども、組合によっては、10年以上も前から自主努力をして、組織とかでは行かないにしても、一月近く、2週間だったりという形で自主規制をかけてきた組合も、何組合かあると思うんですよ。そのあたりで、近年、3年、4年ぐらいから、今のよう状況になってきているんですけども、ただ、県の調査する部署として、この自主規制してきた結果、このソデイカがどういう状況になってきているのか、増えているのか減っているのか変わらないのかというようなところの、明確な県からの調査結果が出ていない中で、中には、生産者によってはいつまでこれをやるのか、もっと短くするのか、それとも、今までどおりでいいのかというような意見もぼちぼち出始めているので、やはり県としてはその辺を、今やっていることによって資源が増えているんだよというような、要するに説明材料がないことには、ただ、今、皆さんが話しているように、資源を守るために努力していますよだけじゃ、もうストップが効かないところまで来ているんじゃないかなというふうに感じているので、その辺は県としてもしっかり調査結果を出して、漁期を短くしたことによって、資源が増えているのか減っているのか変わらないのかというところは、示すべきじゃないかなと思うんですけども、どう思いますか。

○事務局（秋田）     ありがとうございます。

以前、アンケートを、こちらでも協議させていただいた際に、水産海洋技術センターのほうから研究員を呼んで説明させていただいたんですけども、資源状態が評価できるようなデータを取り始めたのが、残念ながらまだ数年しかなくて、ここ数年間の動向でいうと横ばい、減少してきたのが正常にな

って、横ばい程度になっているというような結果までしかお示しできないんですが、また、アンケートの中でも、皆さん感覚として、漁期を短くして増えているかという、なかなかそういう感覚は持てないという方の意見が非常に多かったので、現状、そこまで回復には至っていないというふうに考えられるかとは思いますが。

ただ、試験場からのデータについては、試験場のほうでも西海区水研、国の研究機関とも連携しながら、標本船調査や操業日誌の提供を受けながら評価ができるような体制を続けておりますので、試験研究機関も頑張っておりますので、もうしばらくご辛抱いただき、結果が出た場合は、皆様に公表していけるように努めてまいりたいと思います。

**○当真委員** 最後一言。何年か前に、県漁連のほうで、ソデイカの生産者と県のほうとで、ソデイカの資源確保をそれぞれどうしたらいいかという話の中で、根掘り葉掘り言いたくはないんだけど、県のほうの答えが曖昧だったんですよ。減っているのか増えているのかも分からない。そういう返事があって、それからもう3年ぐらいたっているんで、やはりしっかり、例えば今年度内とか、次年度までの漁期はもう、今回12月からのスタートということで、海区指示は出ているんですけども、次の海区指示を出すまでには、それなりの説明の資料等が出せるように努力はしてもらいたいなど。そうしないと、本当に次の海区指示を出すときには、もっとひどい状況になっている可能性があるんで、その辺は、しっかり皆さんのほうでも把握していただきたいと思っています。

以上です。

**○事務局（秋田）** ありがとうございます。

研究機関のほうも、資源評価などを試みて頑張っているんですが、どうしてもデータが足りない部分はお示ししていない部分がありますので、示せるものに関してはきちんと示せるように、研究機関のほうへも情報提供をしながら進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

**○上原議長** 八前委員。

**○八前委員** あと1点、お願いします。

奄美海区との調整なんですけれども、漁期が終わったら、奄美海区はもうすぐの、次の漁期の決定に入っている状況になっているので、もう漁期途中で、ある程度、次の漁期の話というのはできる環境づくりを、事務局のほうにお願いしたいと思っています。

**○事務局（秋田）** ご意見ありがとうございます。奄美のほうとは引き続き協議しながら、今の意見を取り入れていけるようにしていきたいと思いま

す。ありがとうございます。

**○上原議長** 今、ご意見あったんですが、ただ、奄美のほうに、漁期を合わせてもらうような話合いの努力をしているなかで、11月中に奄美海区に入ってきてもらえると、奄美さんもいい思いをしないので、そこはしっかり県内漁業者はある一定の自粛はしていただいて、守ってもらうということは私は必要だろうと思います。それをなしにして、歩調を合わせるというのはまずあり得ない話ですので、そこは文書を発出、文書の発出自体については、特にご異議はないと思いますが、文案については、今ご指摘があったように、若干修正を加えて、発出前に、また再度、ちょっと確認をしつつ、話をさせていただきたいというようにと思いますが、よろしいですか。

(「はい」という声、あり)(「間に合う」という声、あり)

**○上原議長** ちょっと文言に修正をかけてさせてもらいたい。今、池田委員からあったように、50 海里以内ではなくて、50 海里以内、以上の奥の問題を追記をする、あと、表現の仕方はすり合わせをさせていただいた上で、そこについては、ご提案いただいた委員の皆さん踏まえて、ちょっと調整をさせていただいて、急ぎ発出をさせていただきたいと思いますが、ご意見よろしいですか。

(「はい」という声、あり)

**○上原議長** じゃ、そのように対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

**[報告事項 1 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について]**

**○上原議長** では、次に、報告事項について、令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題についての報告をお願いします。

**○事務局(秋田)** よろしく申し上げます。

議案書の 74 ページをお開きください。

**報告事項 1 令和 5 年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について。**

令和 5 年 11 月 16 日に佐賀県で開催される全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議において、本県海区から国への提案議題として、「太平洋クロマグロ(大型魚)の適正な資源管理について」「日台漁業取決めの見直しについて」「日中漁業協定の見直しについて」及び「違法操業の取締強化に向けた対応について」提案しています。

このたび、九州ブロック幹事県である佐賀県から、提案議題の確認依頼が

あり、上記4議案について漏れなく記載がありましたので、その旨報告いたします。

今回、確認だけなのですが、75ページ、76ページに資料が載っております。75ページのほうが、この会議の案内文書になっておりまして、76ページに添付されてきた提案議題の一覧があります。本県から提案しているのは、黄色のマーカーで示しております9番、10番、15番、それから26番の、先ほど読み上げさせていただいた議案について。いずれも継続の議案となっておりますが、しっかり掲載されておりますので、これらについて、ブロック会議のほうで提案議題として説明してまいります。

今回、11月16日に開催されるブロック会議なのですが、通例ですと、海区委員会事務局と会長が出席するんですけども、今回ちょっと、会長のほうでご都合合わないということで、八前委員のほうに代理でご出席をお願いしたところです。これについても、特にご異議ないでしょうか。

（「はい」という声、あり）

○事務局（秋田） よろしく申し上げます。

## 【報告事項2 沖縄県資源管理方針の改正について】

○上原議長 続いて、報告事項いこう。

○事務局（秋田） 続いて、報告事項ですが、続けさせていただきます。議案書の77ページ、ご確認ください。

報告事項2 沖縄県資源管理方針の改正について。ちょっとなじみのない内容なので、少し紹介させていただきます。

漁業法の改正に伴い、沖縄県資源管理方針に則して作成する沖縄県資源管理計画は、令和5年度末までに、法第124条第1項に基づく協定に移行することとなりました。

これは資源管理協定といって、これまで各漁協で定めてきた資源管理計画、代表的なものだとソデイカとかで、資源を守っていくために休漁期間を設けて、それを守ることで資源管理をしていますという確認をしていくものです。これが、本来、直接は関係ないんですが、共済の積立ぷらすなんかの加入要件となっている関係があつて、各漁協さんが使っていただいております。この枠組みが、今申し上げたように、法改正に伴って、漁業法に基づくものになりました。

本文のほうに戻って、続けさせていただきます。

これに関連し、水産庁長官通知3404号「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」の一部改正についてに基づき、協定

の対象となる水産資源のうち、特定水産資源以外の水産資源であって、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価（MSYベースの資源評価）が行われている水産資源については、方針の別紙2に、行われていない水産資源については、方針の別紙3に、それぞれの資源管理の方向性等を定める必要があります。

ちょっとわかりにくい印象があるんですが、これまで本県だとクロマグロが特定水産資源ということで、漁獲できる量を国が決めていて、これを枠の中で守って漁獲しています。漁業関係者の方はよくご存じだと思うんですけども、マグロの時期になると、各漁協から県のほうに、何丸が何キロ取ったというような報告を上げてもらっているんですけども、それが積み上がって、採捕停止命令が出されて、今期のクロマグロはここまでですというような、数量の管理を行っているんですが、こちらが特定水産資源とって、この方針の別紙1に記載されているものです。

それから、別紙2に定めているのは、キハダ、メバチ、カツオなどの熱帯性マグロなんですけれども、こちらについては、国が資源評価をしているんですが、クロマグロみたいに数量の管理は行っていない魚種になります。

そして、別紙3というのが、それ以外の国が評価を行っていない魚種。本県の漁については、この別紙3に書かれるような魚種が多くなっております。

今回の改正に当たって、キハダ、メバチ、カツオ等については別紙2に、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項を定め、別紙3にはマチ類やソデイカ、スジアラ等について、資源管理の方向性を定めています。

今回の報告では、沖縄県資源管理方針の概要と改正内容について説明します。

下にスケジュールを示しております。

この方針改正が、重要な方針になりますので、県のほうでパブリックコメントを今行っております。あわせて、この資源管理方針の改正については、漁業協同組合、漁協さんのほうには、こういう方針の改正を行いますという通知を行って、確認をしているところです。これのスケジュールが、9月中旬からパブコメを始めましたので、10月19日、来週まで意見を集めております。そして、この内容について特段修正意見がなければ、次回の海区、11月10日の第8回沖縄海区漁業調整委員会において、知事からの諮問という形で、改正内容について伺います。そして、問題ないようであれば、委員会の中で異議ない旨を答申いただいて、答申いただいた修正案を農水大臣の承認を受けて、最終的な方針に改正するという流れになっております。これを12月に

公表して、これに基づいて、各漁協が今つくっている資源管理計画を協定に移行させるという事務作業を、12月から1月ぐらいにかけて実施して、3月までに全て移行させるという手続になります。

事務的な話なんですけど、そういう改正を今行っており、委員会のほうで承認を得る必要がありますので、紹介させていただきます。

方針自体は非常に長いので、新旧対照表を少しかいつまんで説明させていただきたいと思います。

78ページから最後85ページまでが新旧対照表になっているんですけども、今回、改正があるのは、81ページからの別紙2と別紙3の内容が大きく変わっております。

左側が新しく今回作ったもので、別紙2に関しては、全く新しく県の資源管理の方針ということで加えました。書かれている内容なんですけれども、国際的な資源管理の方針を、沖縄県の漁業においても守っていきますという内容になっておりまして、何ら制限する内容、新たに県のほうで制限する内容を加えるものではありません。別紙2に関しては、そのような内容になっております。

そして、別紙3が、マチとかスジアラとか、割と沿岸の種類魚で、県で評価を行ったりする魚になります。別紙3が、国の方針へ、ちょっと資源管理の方向性、マチに関しては、鹿児島や熊本と一緒に資源管理の評価を行っているんですけども、国が行う資源評価において判断される資源の動向を、2033年までに増加とするというような、ちょっとここは国の方針に寄せさせられたところがあって、マチについては、今、資源状態は横ばいなんですけど、増加にするように目標を定めなさいという指摘がありまして、このような書きぶりになりました。それらについては、もし国が資源評価をした場合であるとか、資源評価について新たな知見が得られた場合は、それに従って計画を再検討するというような内容になっております。

それ以降の魚種については、現状の採れ具合を維持するというような方向性を書いてあります。採れ具合というのは、各魚種の第2の資源管理の方向性を書いてあります。漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、直近5年間の平均CPUE、CPUEというのは、漁獲量で年間にとれた量を、年間に漁をされた漁業者の方の人数で割ったもので、1回操業当たりの採れ具合を示す指標になっております。これを維持することを目標にしていきましょうというような方向性を、各魚種示しております。

今回、このような変更がありますので、一旦、今回の委員会でこういう変更があることを報告させていただき、次回の委員会で方針を諮問という形で

進めさせていただきたいと思います。

報告としては以上です。

○上原議長 ありがとうございます。

今の報告事項について、何か特にご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思いますが。

(「ないです」という声、あり)

○上原議長 この件については、次回、また委員会の議案として審議をするということになりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

事務局、ほかございますか。

○事務局(秋田) 先ほど、城間委員からご質問がありました、知事許可漁業の許可の基準について、資料の添付が漏れておりましたので、急遽、補足させていただきます。

Web 参加の委員の方は申し訳ございません。読み上げさせていただきますので、ご了承ください。後ほど、資料は別途メールでお送りいたします。

先ほどお配りしたA4の資料をご覧ください。

知事許可漁業の許可の基準ということで、今回ですと、(3)のサンゴ漁業と(4)の括弧の2番目にあります潜水器漁業になっております。

許可の基準については、このような順位づけをしておりまして、サンゴ漁業については、第1位は、当該漁業の許可を受けている者。第2位が、当該漁業を営んだ、またはこれに従事した経験ある者。第3位が、当該漁業以外の漁業を営んだ経験がある者。第4位が、その他の者というような順位づけになっております。

少し違うのが潜水器のほうで、第1位にくるのが、操業区域内において漁業権対象種を採捕すること、または操業することについて当該操業区域の漁業権者の同意を得た者。つまり漁協組合員が第1位にきております。第2位が、当該漁業の許可を受けている者。これは継続の方を示しています。第3位が、当該を営んだ、またはこれに従事した経験がある者。第4位が、当該漁業以外の漁業を営んだ経験がある者。第5位が、その他の者というような順位づけがあります。

このような基準で審査をした上で、免許の順位を決定しております。

以上になります。

○上原議長 城間委員、よろしいですか。

○城間委員 はい、ありがとうございます。

○上原議長 ありがとうございます。

議案、報告事項は、特にもうこれでよろしいですか。

であれば、ちょっと附帯決議を採らせてもらいますが。

では、報告事項が終わりましたので、終了いたしますが、附帯決議について、採決を採らせていただきます。

本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」という声、多数)

○上原議長 ありがとうございます。

附帯決議については、承認いたしました。

では、進行を事務局のほうにお渡しします。お願いします。

○事務局（紫波） ありがとうございます。

次回の海区は、11月10日金曜日、今回と同じ県庁6階第2会議室での開催を予定しております。

今後も、基本的には対面での開催を基本としていきたいと思いますが、体調が優れない場合、業務多忙な場合など、ご都合に合わせる形式も活用していただければと考えております。

引き続き、活発なご意見、ご議論をよろしくお願いします。

今日はどうもありがとうございました。

○上原議長 お疲れさまでした。ありがとうございました。

令和5年10月13日

議長

議事録署名人

議事録署名人